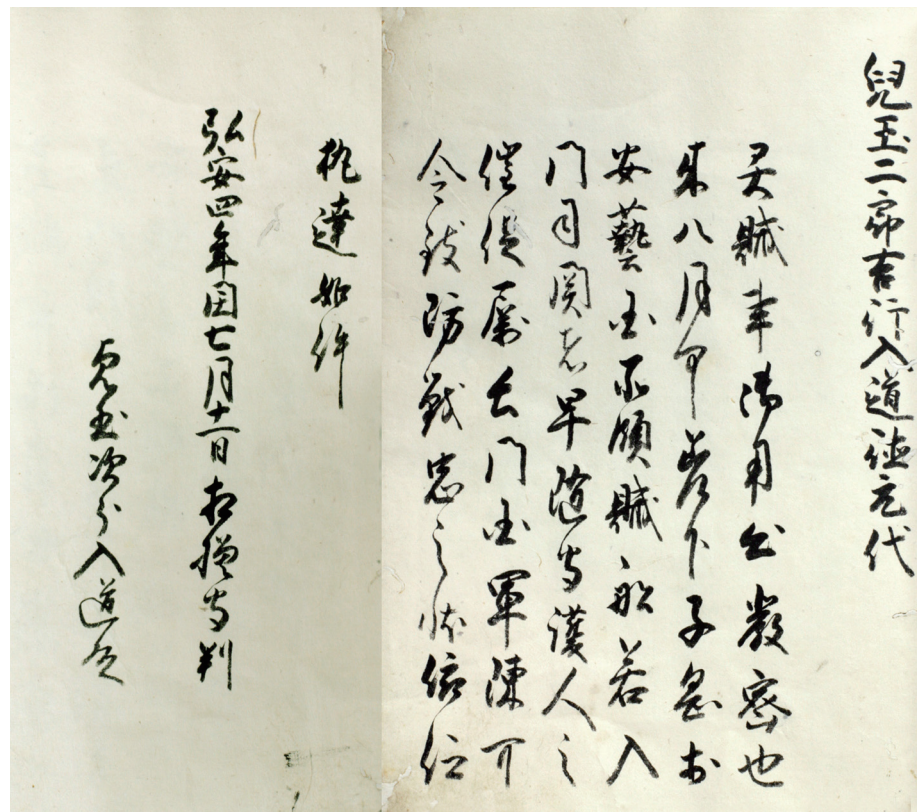


モンゴルの襲来（文永・弘安の役）



* 毛利家文庫 23譜録こ27「児玉主計広高」（関東御教書写の部分）
本文1行目は「異賊事御用心厳密也」

解説

鎌倉幕府の執権北条時宗は、服属を求めるフビライの使者を何度も退けたため、ついに1274（文永11）年と1281（弘安4）年の二度にわたって、元の侵攻を受けることとなります。

最初の戦い（文永の役）では、日本軍はたやすく上陸を許し、モンゴル軍の集団戦法と優れた火器に圧倒されました。二度目の戦い（弘安の役）では、異国警固番役や海岸に石塁を築くなどの防備体制を敷いた効果に加え、暴風雨の助けもあって、モンゴル軍を撃退しました。

写真は、1281（弘安4）年閏7月11日付けで、北条時宗が武蔵の御家人である児玉氏に対して、子息を8月中に安芸の所領に差し向け、「異賊」が門司関に侵入してきたら、守護に従って長門の軍に属し、防戦するように命じた文書です。このとき、モンゴル軍の大部分は暴風雨と日本軍による掃討戦により既に壊滅していましたが、その報は、まだ鎌倉に届いていませんでした。そのため、幕府がモンゴル軍の内海侵入の可能性を高く見て、相当な危機感をいだいていた様子がうかがえます。

- * この文書と同文の写は、旧藩別置記録 閩閩録36や同38にも含まれています。なお、前者の該当文書の原本は、毛利博物館に所蔵されています。
- * 弘安の役の後も、幕府は元の襲来への警戒を怠りませんでした。例えば、1289（正応2）年～91年にかけて、長門と周防の主な寺社に対して「異国（異賊）降伏」の祈祷を命じています。これは、武士に対する異国警固番役と同じ性格をもつ命令でした（旧藩別置記録 風土注進案313「山野井村」）。